

会名・分類	区分	領域・教科	実施月日	氏名
2021対策4月～	勉強会実力養成	教育法規宿題 1		

問1 次の文は、日本国憲法の前文です。□に入る正しい語句を選びなさい。

日本国民は、□1□に選挙された□2□における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土にわたって□3□のもたらす恵沢を確保し、□4□によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに□5□が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の□6□によるものであってその権威は□7□し、その権力は□8□がこれを行行使し、その□9□は国民がこれを享受する。これは人類□10□であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の□11□を排除する。

日本国民は、□12□を念願し、人間相互の関係を支配する□13□を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の□14□に信頼して、われらの□15□を保持しようとして決意した。われらは、平和を維持し、□16□□17□を地上から永遠に除去しようとして努めている国際社会において、□18□を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく□19□から免かれ、□20□権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、□21□は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、□22□を維持し、他国と対等関係に立たうとする□23□であると信ずる。

日本国民は、□24□にかけ、全力をあげてこの□25□を達成することを誓ふ。

- 1□ ①適正 ②正当 ③正式 ④正規 ⑤通常
- 2□ ①社会 ②地域 ③議会 ④国会 ⑤国家
- 3□ ①平和 ②自由 ③社会 ④権利 ⑤国家
- 4□ ①国家外交の結果 ②国家間の紛争 ③政府の行為
④軍隊の発動 ⑤テロ等の勃発
- 5□ ①権利 ②権力 ③権威 ④主権 ⑤平和
- 6□ ①厳粛な信託 ②信託と信任 ③公正と信義
④誠実な選択 ⑤切実な審判
- 7□ ①国民に要因 ②国民に由来 ③国民が選択
④国会に信託 ⑤政府に信託
- 8□ ①国会 ②政府 ③国家 ④国会議員 ⑤国民の代表者
- 9□ ①利益 ②成果 ③実利 ④福利 ⑤実益
- 10□ ①普遍の原理 ②共存の原理 ③博愛の原理
④不易の原理 ⑤不変の原理
- 11□ ①憲法、法令及び法規 ②法令、条令及び規程 ③法規、条令及び規程
④憲法、法令及び詔勅 ⑤法規、条例及び規程

- | | | | | |
|----|----------------------------|-----------------------------|---------|-----------|
| 12 | ①恒久の平和
④人類の繁栄 | ②世界の平和 | ③人類の平和 | ④平和な社会 |
| 13 | ①理想と使命
⑤博愛の精神 | ②崇高な使命 | ③崇高な理想 | ④平等の精神 |
| 14 | ①公正と真理
⑤敬愛と協力 | ②公正と信義 | ③正義と真理 | ④正義と責任 |
| 15 | ①安心と安全
⑤人類の安全 | ②安全と生存 | ③安全な生活 | ④社会の安全 |
| 16 | ①専制と隷従
⑤独裁と隷従 | ②独裁と従属 | ③圧政と恐怖 | ④専制と隷属 |
| 17 | ①圧迫と偏狂
⑤独裁と専制 | ②圧政と偏狭 | ③圧迫と偏狭 | ④圧政と独裁 |
| 18 | ①世界的な榮譽
⑤精神的な安定 | ②国際的な評価 | ③名譽ある地位 | ④人間的な価値 |
| 19 | ①恐怖と欠乏
⑤疾病と貧困 | ②貧困と欠乏 | ③貧困と災害 | ④病氣と災害 |
| 20 | ①平和のうちに生存する
④平和な社会を構築する | ②健康で文化的に生存する
⑤自他の生命を尊重する | | ③自己の尊嚴を守る |
| 21 | ①人権重視の法則
④国家独立の法則 | ②人権擁護の法則
⑤人間博愛の法則 | | ③政治道德の法則 |
| 22 | ①自国の体制
⑤独立の意義 | ②自国の主權 | ③政治の責任 | ④国家の体制 |
| 23 | ①自国の体制
⑤各国の責務 | ②自国の主權 | ③政治の責任 | ④国家の体制 |
| 24 | ①国家の尊嚴
⑤国家の面目 | ②国家の榮譽 | ③国家の栄光 | ④国家の名譽 |
| 25 | ①莊嚴な理想と目的
④莊嚴で崇高な使命 | ②崇高な使命と理想
⑤崇高な理想と目的 | | ③嚴肅で崇高な目的 |

問2 次の文は、日本国憲法に照らして、正しいか否か答えなさい。

- 26 国民は、すべての基本的人権の保障を妨げられない
- 27 この憲法が国民に保障する基本的人権は、国民の不断の努力によって、これを保障しなければならない。
- 28 国民は、これを濫用してはならないのであって、常に国民の福祉のためにこれを利用する。
- 29 すべて国民は、人間として尊重される。
- 30 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最低限度の尊重を必要とする。
- 31 すべて国民は、憲法の下に平等である。
- 32 (すべて国民は、)人種、信条、性別、言語、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 33 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、権力を悪用してはならない。
- 34 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方公共団体に、その賠償を求める事ができる。
- 35 思想及び良心の自由は、すべての国民に与えられる。
- 36 信教の自由は、何人に対しても平等に与えられる。
- 37 何人も、公共の精神に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 38 すべて国民は、健康で文化的なごく普通の生活を営む権利を有する。

問3 次の文は、教育基本法の前文に照らして、正しいか否か、答えなさい。

- 39 我々日本国民は、不断の努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに・・・
- 40 世界の平和と人類の繁栄の向上に貢献することを願うものである。
- 41 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する
- 42 (我々は、) 伝統を継承し、個性豊かな文化の創造を目指す教育を推進する。
- 43 (我々は、) 我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

問4 次の文は、教育基本法に照らして、正しいか否か、答えなさい。

- 44 教育は、人格の完成を目指し、平和で文化的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- 45 教育は、その目的を実現するため、個人の尊厳を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 46 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う（こと）。
- 47 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の福祉に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 48 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保護に寄与する態度を養うこと。
- 49 伝統と文化を継承し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 50 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな感性と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 51 国民一人一人が、自己の人格を磨き、前途洋々の人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
- 52 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、政治的関係または門地によって、教育上差別されない。
- 53 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な措置を講じなければならない。
- 54 国及び地方公共団体は、修学の意思があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- 55 国民はその保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務と責任を負う。
- 56 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な生活習慣を養うことを目的として行われるものとする。
- 57 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その機会を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 58 義務教育については、授業料を徴収しない。
- 59 法律に定める学校は、公教育の義務を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 60 (法律に定める)学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
- 61 大学は、学術の中心として、高い教養と研究意欲を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 62 私立学校の有する教育の目的と学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。
- 63 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と勉学に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- 64 (前項の)教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と育成の充実が図られなければならない。
- 65 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な規律を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 66 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な教育施設その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
- 67 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって学校教育の振興に努めなければならない。
- 68 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの責任と義務を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。
- 69 良識ある公民として必要な政治的識見は、教育上尊重されなければならない。
- 70 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに賛同するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
- 71 宗教に関する信仰の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
- 72 法律に定める学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。
- 73 教育は、不当な介入に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 74 国及び違法公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な法制上の措置を講時なければならない。

問5 次の文は、学校教育法に照らして、正しいか否か、答えなさい。

- 75 この法律で、学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 76 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。
- 77 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、文部科学大臣の定めるところにより、その学校の経費を負担する。
- 78 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校については、これを徴収することはできない。
- 79 成年被後見人又は被保佐人は、校長又は教員となることはできない。
- 80 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 81 保護者は、次条に定めるところにより、子に九年の学校教育を受けさせる義務を負う。
- 82 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。
- 83 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって、当該学齢児童又は学齢生徒が、学校教育を受けることを妨げてはならない。
- 84 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ることは、幼稚園の目標の一つである。
- 85 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに仲間意識の芽生えを養うことは、幼稚園の目標の一つである。
- 86 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び判断力の芽生えを養うことは、幼稚園の目標の一つである。
- 87 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の意味を正しく理解するよう導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うことは、幼稚園の目標の一つである。
- 88 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、満六歳までの幼児とする。
- 89 小学校においては、文部科学省の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
- 90 小学校における教育の場合は、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

問6 次の文は、学校教育法の一部です。() に適切な語句を入れなさい。

- (1) 91 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等 92 であって 93 に妨げがあると認める児童があるときは、その 94 に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は 95 を与える行為
 - 二 職員に傷害又は 96 を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 97 その他の学級活動の実施を妨げる行為
- (2) 91 は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、 99 保護者の意見を聴取するとともに、 99 を記載した文書を提示しなければならない。
- (3) 91 は、出席停止の命令に係る児童の 100 における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

問7 次の文は、学校教育法の一部です。正しいか否か、答えなさい。

- 101 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置くことができる。
- 102 小学校には、前項に規定する者のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭及び主任教諭等を置くことができる。
- 103 校長は、校務をつかさどり、所属職員を指導する。
- 104 副校長は、校長を助け、命を受けて所属職員を指導する。
- 105 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が出張のときはその職務を行う。
- 106 副校長が二人以上あるときは、当該校に赴任した順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 107 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ所属職員を指導する。
- 108 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは、校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が不在のときは校長の職務を行う。
- 109 教頭が二人以上あるときは、当該校に赴任した順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 110 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 111 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び改革のために必要な指導及び助言を行なう。
- 112 養護教諭は、児童の養護をつかさどり、保健室を運営する。
- 113 満7歳に達しない子は、小学校に入学させることができない。

問8 次の文は、学校教育法の一部です。正しいか否か、答えなさい。

- 114 市町村の教育委員会は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。
- 115 小学校は、都道府県教育委員会の定めるところにより当該小学校の教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
- 116 私立の小学校は、文部科学大臣の所管に属する。
- 117 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を小学校から継続して施すことを目的とする。
- 118 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。
- 119 中等教育学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- 120 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、独創性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うことは、高等学校の教育の目標の一つである。
- 121 社会において果たさなければならない義務の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させることは、高等学校の教育の目標の一つである。
- 122 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な判断力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うことは、高等学校の教育の目標の一つである。
- 123 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 124 高等学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 125 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、独創性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うことは、中等教育学校の教育の目標の一つである。
- 126 社会において果たさなければならない義務の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させることは、中等教育学校の教育の目標の一つである。
- 127 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な判断力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うことは、中等教育学校の教育の目標の一つである。
- 128 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置くことができる。

問9 次の文は、特別支援教育について述べている。□に入る適切な語句を選びなさい。

(1) 特別支援学校は、□129、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、□130に準ずる教育を施すとともに、障害による□131の困難を克服し□132ために必要な□133を受けることを目的とする。

- 129 ①視覚障害者、聴覚障害者、言語障害者
②学習障害者、知的障害者、情緒障害者
③言語障害者、情緒障害者、学習障害者
④視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者
⑤学習障害者、言語障害者、情緒障害者

- 130 ①小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校
②幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校
③小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校
④幼稚園、小学校、中学校又は高等学校
⑤小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は高等学校

- 131 ①教育上又は学習上 ②教育上又は生活上 ③学習上又は経済上
④生活上又は経済上 ⑤学習上又は生活上

- 132 ①自活をする ②自立を図る ③自律の精神をはぐくむ
④社会参加を図る ⑤職業技術を身に付ける

- 133 ①知識 ②技術 ③技能 ④知識技術 ⑤知識技能

(2) □134は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な□135を設置しなければならない。

- 134 ①国 ②都道府県 ③政府 ④都道府県教育委員会 ⑤市町村教育委員会

- 135 ①小学校 ②中学校 ③義務教育学校 ④特別支援学校 ⑤特別支援学級

(3) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 □136障害者
二 □137者
三 身体虚弱者
四 弱視者
五 難聴者
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

- 136 ①学習 ②言語 ③情緒 ④知的 ⑤行動

- 137 ①肢体不自由 ②病弱 ③自閉症 ④場面緘黙症 ⑤多機能障害

問 10 次の文は、学校教育法、施行令、施行規則及び学校保健安全法施行規則の一部です。□に入る適切な語句を選びなさい。

(1) 公立又は私立の大学は □138□ の所管とする。

□138□ ①文部科学省 ② 文部科学大臣 ③都道府県知事 ④教育委員会 ⑤学校法人

(2) 高等専門学校は、深く □139□ を教授し、 □140□ を育成することを目的とする。

□139□ ①専門の学芸 ②高等な学問 ③専門の研究成果 ④高等な学術研究
⑤専門の学術及び研究等

□140□ ①社会に貢献する研究者 ②職業に必要な能力 ③自己研鑽に励む研究者
④学術研究に取り組む意欲 ⑤実務上の知識及び能力

(3) 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから（ア）までに、学齢簿を作製する。市町村の教育委員会は、翌学年の初めから（イ）までに、就学予定者の健康診断を行う。市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者について、都道府県教育委員会に対し、翌学年の初めから（ウ）までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。市町村の教育委員会及び都道府県教育委員会は、それぞれ、学齢児童生徒及び学齢生徒の小学校、中学校又は義務教育学校、特別支援学校への就学について、原則として、翌学年の初めから（エ）までに、学齢児童生徒及び学齢生徒の保護者に対し、通知しなければならない。

□141□ ① ア 6月前 イ 5月前 ウ 4月前 エ 3月前
② ア 6月前 イ 5月前 ウ 3月前 エ 2月前
③ ア 5月前 イ 4月前 ウ 3月前 エ 2月前
④ ア 4月前 イ 4月前 ウ 3月前 エ 2月前
⑤ ア 4月前 イ 3月前 ウ 2月前 エ 1月前

(4) 視覚障害者等の障害の程度は、次に掲げる通りとする。

- 視覚障害者は、両眼の視力がおおむね（オ）未満のもの又は視力以外の視機能高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
- 聴覚障害者は、両耳の聴力レベルがおおむね（カ）デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
- 知的障害者は、知的発達（キ）があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。又は、知的発達（キ）が前号に達しなくとも、社会生活への適応が著しく困難なもの
- 肢体不自由者は、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても、（ク）、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。又は、肢体不自由の状態が前号に達しなくとも、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
- 病弱者は、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもの。又は、身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの。

□142□ ① オ 0.3 カ 60 キ 遅滞 ク 歩行
② オ 0.3 カ 60 キ 遅延 ク 体操
③ オ 0.2 カ 60 キ 停滞 ク 散歩
④ オ 0.2 カ 50 キ 遅滞 ク 歩行
⑤ オ 0.2 カ 40 キ 遅延 ク 体操

問 11 次の文は、学校教育法施行令、同施行規則の一部です。□に入る適切な語句を選びなさい。

- (1) 公立の学校（大学を除く。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業又は家庭及び地域における□143のための休業日は、市町村の設置する学校にあつては□144が、都道府県の設置する学校にあつては□145が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の□146が定める。

- 143 ①伝統的な地域活動 ②伝統的な体験活動 ③伝統的な民俗行事
④体験的な学習活動 ⑤体験的な伝統行事

- 144 ①市町村の長 ②市町村の教育委員会 ③教育委員会の教育長
④学校の校長 ⑤学校の設置者

- 145 ①都道府県知事 ②都道府県の教育委員会 ③教育委員会の教育長
④学校の校長 ⑤学校の設置者

- 146 ①学長 ②理事長 ③理事会
④設置者 ⑤所轄庁

- (2) 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい□147の仕組みを整えるものとする。

- (3) 教務主任及び学年主任は、□148及び教諭をもって、これに充てる。

- (4) 保健主事は、□148、教諭又は□149をもって、これに充てる。

- 147 ①教育課程 ②組織編制 ③職員会議 ④校務分掌 ⑤学校評価

- 148 ①主幹教諭 ②主任教諭 ③中堅教諭 ④指導教諭 ⑤主事経験者

- 149 ①保健体育科教諭 ②助保健教諭 ③養護教諭 ④講師 ⑤スクールカウンセラー

問 12 次の文は、法規に照らして正しいか否か、答えなさい。

□150 小学校においては、授業の平素の成績を評価して、卒業を認める。

□151 小学校の学年は、第一学期の始業式の日から、第三学期の終業式の日までとする。

□152 授業開始の時刻は、市町村の教育委員会が定める。

□153 授業開始の時刻は、職員会議で決める。

□154 教育基本法の規定により教育委員会の定める日を公立小学校の休業日とすることができる。

□155 私立小学校における休業日は、当該学校の校長が定める。

□156 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、教育委員会の指示を仰ぎ、授業を行わないことができる。

2021対策 4月～	教育法規宿題 1 正解表	月日
------------	--------------	----

問 1	1	②正当	1 4	②公正と信義
	2	④国会	1 5	②安全と生存
	3	②自由	1 6	①専制と隷従
	4	③政府の行為	1 7	③圧迫と偏狭
	5	④主権	1 8	③名誉ある地位
	6	①厳粛な信託	1 9	①恐怖と欠乏
	7	②国民に由来	2 0	①平和のうちに生存する
	8	⑤国民の代表者	2 1	③政治道德の法則
	9	④福利	2 2	②自国の主権
	1 0	①普遍の原理	2 3	⑤各国の責務
	1 1	④憲法、法令及び詔勅	2 4	④国家の名誉
	1 2	①恒久の平和	2 5	⑤崇高な理想と目的
	1 3	③崇高な理想		
問 2	2 6	× 保障→享有 (11)	3 4	× 地方公共団体→公共団体 (17)
	2 7	× 基本的人権→自由及び権利	3 5	× すべての国民に与えられる→これを侵してはならない (19)
	2 8	× 国民→公共 (12)		
	2 9	× 人間→個人 (13)	3 6	× 平等に与えられる→これを保障する (20)
	3 0	× 最低限度→最大 (13)		
	3 1	× 憲法→法 (14)	3 7	× 精神→福祉 (22)
	3 2	× 言語 をトル 14	3 8	× ごく普通の→最低限度の (25)
3 3	× 権力を悪用してはならない→一部の奉仕者ではない (15)			
問 3	3 9	× 不断の→たゆまぬ	4 2	× 個性豊かな→新しい
	4 0	× 繁栄→福祉	4 3	○
	4 1	○		
問 4	4 4	× 文化的な→民主的な	6 0	○
	4 5	× 個人の尊厳→学問の自由	6 1	× 研究意欲→専門的能力
	4 6	× 自立→自律	6 2	× 教育の目的→公の性質
	4 7	× 福祉→精神	6 3	× 勉学→修養
	4 8	× 保護→保全	6 4	× 育成→研修
	4 9	× 継承→尊重	6 5	× 規律→習慣
	5 0	× 感性→情操	6 6	× 教育施設→環境の整備
	5 1	× 文化的な→民主的な	6 7	× 学校教育→社会教育
	5 2	× 政治的関係→経済的地位	6 8	× 責任と義務→役割と責任
	5 3	× 措置→支援	6 9	× 識見→教養
	5 4	× 修学の意味→能力	7 0	× 賛同→反対
	5 5	× 義務と責任→義務	7 1	× 信仰→寛容
	5 6	× 生活習慣→資質	7 2	× 法律に定める→国及び地方公共団体が設置する
	5 7	× 機会→水準		
	5 8	× 義務教育の前に、国又は地方公共団体の設置する学校における		
			7 3	× 介入→支配
	5 9	× 公教育の義務→公の性質	7 4	× 法制上→財政上

問 5	75	×	幼稚園を追加	82	×	学齡生徒の後に、の保護者を追加
	76	○		83	×	学校教育→義務教育
	77	×	文部科学大臣～法令に特別の定のある場合をのぞいては	84	○	
	78	×	正しくは、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については導く	85	×	仲間意識→規範意識
				86	×	判断力→思考力
	79	×	この条文はなくなった	87	×	正しくは、言葉の使い方を正しく
	80	○		88	×	満六歳→小学校就学の始期
	81	×	学校教育→普通教育	89	×	文部科学省と文部科学大臣が逆
問 6	91		市町村の教育委員会	96		心身の苦痛
	92		性行不良	97		授業
	93		他の児童の教育	98		あらかじめ
	94		保護者	99		理由及び期間
	95		財産上の損失	100		出席停止の期間
問 7	101	×	置くことができる→置かなければならない	107	×	所属職員を指導する→児童の教育をつかさどる
	102	×	主任→栄養	108	×	不在の→欠けた
	103	×	指導→監督	109	×	当該校に赴任した→あらかじめ校長が定めた
	104	×	所属職員を指導する→校務をつかさどる			
	105	×	出張の→欠けた	111	×	改革→充実
	106	×	当該校に赴任した→あらかじめ校長が定めた	112	×	正しくは、つかさどる。で終わる
問 8	114	×	市町村の教育委員会→市町村	122	×	判断力→批判力
	115	×	都道府県教育委員会→文部科学大臣	123	×	中等教育学校の後に、の前期課程を追加
	116	×	文部科学大臣→都道府県知事			
	117	×	小学校から継続して→基礎的なものから一貫して	124	×	養護教諭 をトル
	118	×	普通教育の後に、及び専門教育追加	125	×	義務教育～拡充させて をトリ、独創性→創造性
	119	×	中学校→小学校	126	×	義務→使命
	120	×	独創性→創造性	127	×	判断力→批判力
	121	×	義務→使命	128	×	置くことができる→置かなければならない
問 9	129	④	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害	134	②	都道府県
	130	④	幼稚園小学校中学校又は高等学校	135	④	特別支援学校
	131	⑤	学習上又は生活上	136	④	知的
	132	②	自立を図る	137	①	肢体不自由
	133	⑤	知識技能			
問 10	138	②	文部科学大臣	141	③	5月前、4月前、3月前、2月前
	139	①	専門の学芸	142	①	0.3、60、遅滞、歩行
	140	②	職業に必要な能力			
問 11	143	④	体験的な学習活動	147	④	校務分掌
	144	②	市町村の教育委員会	148	④	指導教諭
	145	②	都道府県の教育委員会	149	③	養護教諭
	146	②	理事長			
問 12	150	×	授業→児童	154	×	教育基本法→学校教育法
	151	×	4月1日～3月31日	155	×	校長が→学則で
	152	×	市町村の教育委員会→校長	156	×	教育委員会の指示を仰ぎ をトル
	153	×	職員会議で→校長が			